

2004年3月 No.438

# 京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 大槻 明司

http://www.kyoshakyo.or.jp



## 主な記事

1面…もえくさ

2面…講演とフォーラム

「DV防止と母子自立支援」

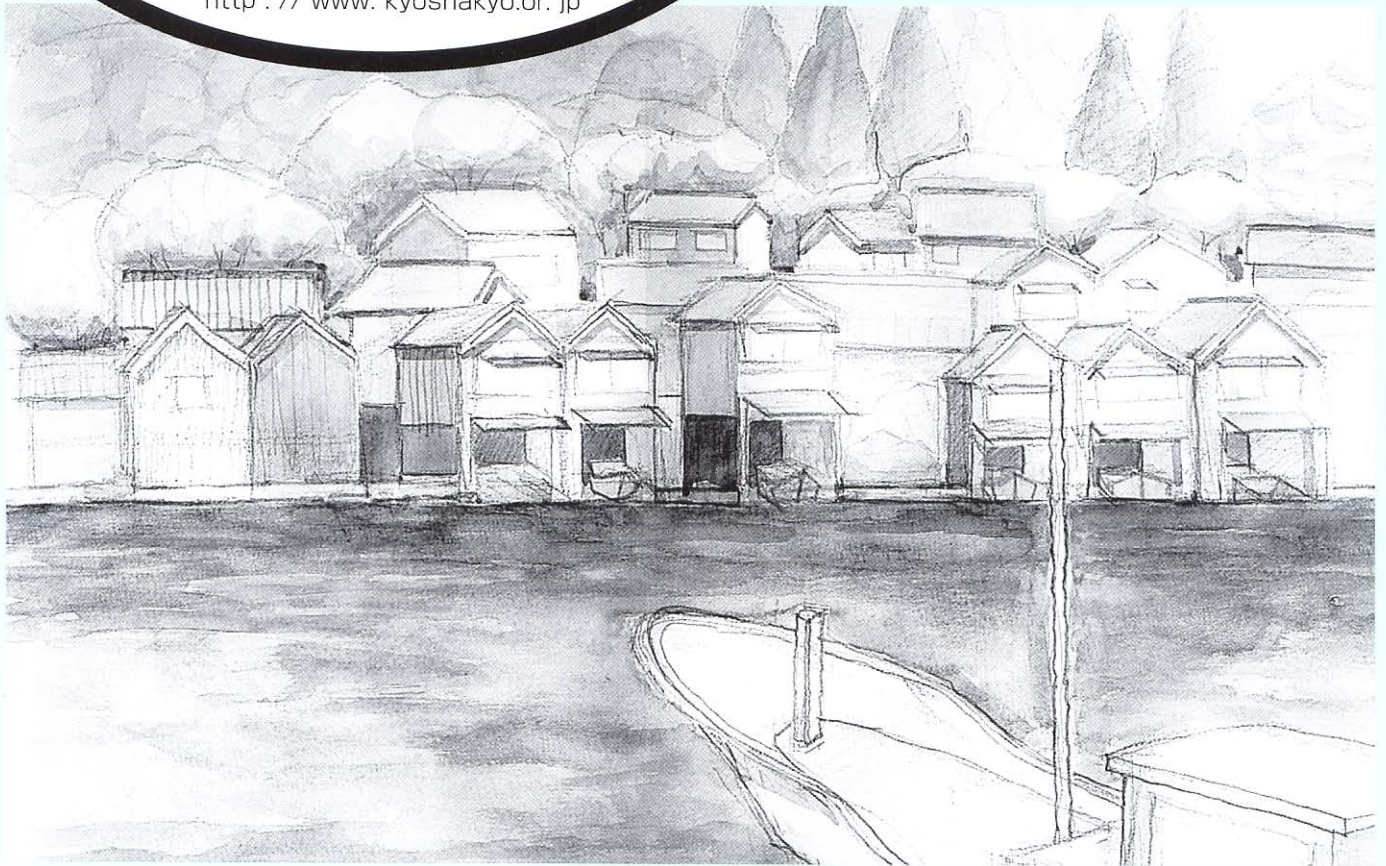
4面…不登校の子どもと家族の居場所づくり

6面…きばってます～市町村社協の活動紹介～

7面…ぶらっとホーム 江寄博紀さん

「ピアカウンセリング的な役割の発揮」

8面…はーとふる通信



伊根の舟屋

## もえくさ

一九九六年北海道で生まれた馬が、高知競馬場にやってきた。

九十八年十一月に初めてレースに参加し五頭中五番であった。以来六年間一〇二回一度も一番になることがなく駆け続け、今不況日本のアイドルになっているのがハルウララである。競馬は、馬主が馬を厩舎に預け、その馬がレースに勝つことによって賞金を稼ぎ、馬主と厩舎の生活が成り立つ仕組みになっている訳であるから、完全に大赤字である。さらに、競走馬のピークは五歳位であり、ハルウララは既に八歳。引退しても不思議ではないのであるが、関係者のやさしさにより競走馬としての馬生を続けることができるであろう。

昨秋九十連敗した頃から、全国版のニュースとなり、スポーツ面から社会面へと一躍スターホースとなった。百戦目となった十二月十四日の競馬場は大観衆と多くの報道陣が見守るなか、懸命に走ったが、十頭中九番、初勝利はならなかった。

一所懸命生きていくけれどもうまくいかず、苦しい立場にたっている人や、頑張っても報われない人が増えているなか、自分の姿を重ね合わせて、勝てなくてもひたむきに走る姿が、胸を打つ、勇気付けられる、励まされる、夢を与えてくれるなど多くの人に感動を与えている。

ハルウララの馬券や尻尾の毛を入れたお守りは、リストラに負けない励ましのお守りとして、交通安全(当たらない)のお守りとして、人気土産になっている。

今月二十二日には、一〇六戦目のハルウララにJRAの武豊騎手が騎乗すると伝えられた。

不況の中で、多くの地方競馬場が廃止されているなか負け続けることで、集客や売り上げにも貢献し、高知競馬場の救世主となっている。

ハルウララは、「負けることに負けないで」のメッセージを私たちに伝えている。



## 女性や子どもが、本当に安心して、安全に暮らせる社会の実現を

—「DV防止と母子自立支援」より—

去る、一月二十一日（水）ハートピア京都にて、京都府社会福祉協議会と京都母子生活支援施設協議会の共催により「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止と母子自立支援」をテーマとした講演とフォーラムが行われ、京都府・市の関係行政職員や民

生委員・児童委員、母子生活支援施設の職員など約九十人が参加しました。

講演では、京都府立大学福祉社会学部教授 上掛利博先生より「カナダとアメリカのDV防止と自立支援 広い視野から人間の幸福（人生の質）を考える」として、人生を一人一人が自分の生きたいように自由に生きることができ、生きがいを持って前向きに生きることができるよう『人生の質』を高めるために、私たちの社会が、また私たちの人間の関係がどういふふうにならなければならないかについて、カナダやアメリカの先進的な制度や社会整備等の紹介をもとに話されました。

続いてのフォーラムでは、京都市で初めて民間によるDV被害者支援団体を立ち上げ、電話相談などをはじめとするDV被害者支援を展開されているNGOの「D・V・S・N」（ドメスティックバイオレンスサポート・ネットワーク）代表の小倉千加子氏と、京都市母子福祉センター米岡荘事務長の満田静子氏より、それぞれDVや母子自立支援についての発題がありました。

満田静子氏は、母子世帯の現状を様々な統計資料から説明され、特に一般的な母子世帯の一番切実な社会的問題は、経済的自立と就労問題であり、母子世帯は他と比べて就労収入が大変低く、生活保護率も高い

という現状を述べられました。

この紙面では、特にD・V・S・N代表の小倉千加子氏の発題の一部を紹介します。

小倉千加子氏は、「ドメスティックバイオレンス」（森田ゆり著・小学館）を引用し、DVを理解するために必要な事柄として、フレームワークを持つことの重要性和、それを構成する三つの柱、①公衆衛生上の問題、②ジェンダーの問題、③エンパワメントについて以下のとおり説明されました。

### 「公衆衛生上の問題」

被害者の心身の健康上に与える影響という視点からも、DVは公衆衛生上の問題といえる。京都市が平成十一年度を実施した「京都市女性への暴力に関する市民意識調査」では、実に三人に一人の女性が、夫から何らかの暴力を受けた経験があるとの回答を寄せている。また、暴力を受けた結果として、心身に深刻な影響を受けていることが同調査内の他の質問の回答からも明らかになっている。一方、警察庁の発表では毎年百三十人前後の女性が夫からの暴力により死亡している。これは女性が被害者となっている殺人事件の五十四%前後を占め、DVを家庭内（個人間）の問題としてではなく、社会の問題として真摯に受け止めるべきではないことを示唆しているといえる。徹底した予防教育によって、DVの発生と被害の件数が軽減されることは明らかである。DVについての正しい知識をもつ

こと、なぜ起こるのか、防ぐためにはどういう方法があるのか、を社会全体が正しく理解することで、この問題は克服していきける。

### 「ジェンダーの問題」

DVは社会構造的に固定化された様々な力関係のなかで発生する。多くの場合、加害者が男性であり、被害者が女性であるのは、現在の社会構造によって男性優位の力関係が固定化されている結果である。ジェンダーの理解なくしてDVの理解はあり得ない。ジェンダーによって暴力が容認され、次世代へ連鎖していくことを理解しておく必要がある。

### 「エンパワメント」

支援の方法はエンパワメントである。DVの被害者は長い間暴力の環境にさらされてきた結果、無力感に支配され、自己肯定感や自己尊重感の低下、自分の感情のコントロールや対人関係構築の困難といった、精神的な部分でのダメージを多大に受けている。エンパワメントの本来の意味である「もともとその人の中にある力を呼び戻す、呼び起こす」という、その人自身が生きる力を取り戻せるような働きかけが必要である。経済的な自立を含めた物質的な支援（就労支援や住宅設定）と同じように、エンパワメントは、被害者のその後の人生において、必要不可欠な支援である。DVの被害者は、無力な人間のように映るこ





ともあるが、今はただその力が眠っているだけである。時間をかけてゆっくりとエンパワーメントしていくことが大切である。

## 〔人権を守る〕

これらの三つの柱を支えるのが、人権に対する認識である。女性と子どもの人権を守るという視点が非常に大事なポイントとなる。人権についての深い理解がなければ、三つの柱は成り立たない。人権は、私たちが持っている権利のなかでも、他の権利とは異なる、非常に特別な権利である。人は誰もこの権利無くしては生きていけない。人権とは、安心して、自信をもって、自由（自分の人生における選択肢と決定権を持っている、という意味においての自由）に生きる権利。DVの被害者は、安心・自信・自由という人権を、家庭の中で常に侵害されている。固定化された力関係から生まれる暴力支配の関係は、第三者の介入がないと絶対に変えることはできない。

そして、最後に「DVに対する一般の理解は、まだまだ充分とは言えません。行政も公的機関も然りです。女性や子どもが本当に安心して安全に暮らせる社会を実現するために、私たちひとりひとりが、いま自分から出来ることは何なのかを考える、そんな時期に来ているのではないかと思います。」と締めくくられました。

（この文章は事務局によって書き起こしたものを、小倉氏が校正・加筆したものです。）

### 〔参考〕

## DV（ドメスティック・バイオレンス）とは

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。

「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて、明確な定義はありませんが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いようです。ただ、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もあります。「内閣府」ホームページより

## \*女性の人権ホットライン

男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したものの。

法務省などが実施している電話相談「女性の人権ホットライン」に昨年1年間に寄せられた相談件数が2万9115件にのぼり、前年の2万2945件から27%も増えたことが、同省人権擁護局の集計で判明している。

「女性の人権ホットライン」統計資料（平成15年1月から同年12月）より



※「裏面にはD.V.S.N.Hotline (090-5254-4387)をはじめとし、近畿圏内の民間支援団体の相談電話番号の一覧が記載されています」

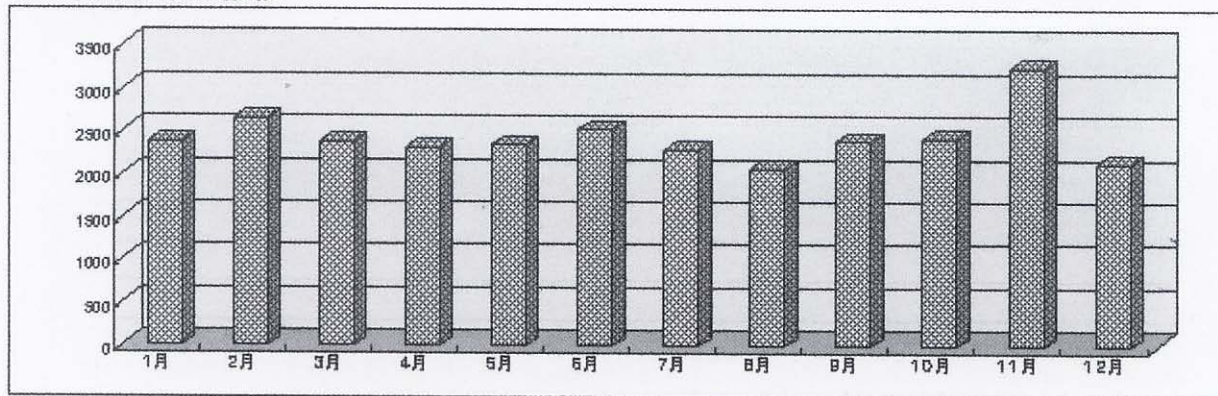
### ○ 各月の利用件数と主な相談内訳

※参考 平成14年中の利用件数 22,945件

相談内訳	15年												合計(件)
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
暴行虐待等	483	502	497	412	456	449	474	427	486	459	713	391	5,749
セクハラ	49	62	94	69	76	84	70	52	67	62	78	42	805
ストーカー	42	32	27	28	34	36	34	28	33	18	58	33	403
その他	1,809	2,045	1,758	1,805	1,779	1,951	1,704	1,563	1,799	1,886	2,398	1,661	22,158
合計(件)	2,383	2,641	2,376	2,314	2,345	2,520	2,282	2,070	2,385	2,425	3,247	2,127	29,115

（注）11月の件数には、全国一斉「女性の人権ホットライン」相談日（全国人権擁護委員連合会主催）における取扱件数887件が含まれている。

### ○ 利用件数の推移





# 不登校の子どもと家族の居場所づくり

—フリースペース「be Free」(峰山町)の取り組み—

不登校は、様々な課題を抱える子ども達が、学校という「場」に対してあらゆる行動の一つとされています。そして、不登校の態様傾向は多様化複合化してきています。文部科学省の調査によれば、国、公立の小、中学校で平成十三年度に「不登校」を理由として三十日以上欠席した不登校児童生徒数は小学生二六、五一人、中学生一一二、二一人の合計一三八、七二人で調査開始以来最多となっています。これを全体の児童生徒数との割合で見ると、小学校では二七五人に一人(〇、三六%)、中学校では三六人に一人(二、八一%)となっており、小・中学校の合計は全児童生徒数の約一、二%を占めています。少子化が進む中で不登校の児童生徒数が増え、教育関係機関でも、スクール・カウンセラーの配置や適応指導教育の充実など、いろいろな手立てが講じられていますが、増加に歯止めがかかっているとはいえない実態があります。また、高校、大学でも不登校が増加しているといわれています。さらに、ひきこもりも加えれば、いったい何万人の若者が悩み、葛藤し、苦しんでいるのか、考えただけで胸が痛くなります。そこで今号は、峰山町にあるボランティアグループ「不登校の子ども達の出会いと居場所をつくる会」(代表 水口万里子氏)の、フリースペース「be Free」を訪問し、活動の現状と課題などを聞きました。

フリースペース「be Free」(以後、be Free)のある丹後地方にも、各地と同じようにたくさんの不登校の児童生徒がいます。be Freeは、こうした子ども達が家に閉じこもるのではなく、安心して楽しく過ごせる居場所、また、家族以外の人と関わることによって、成長していけるようにと、フリースペース活動を始めました。be Freeは、週一回(水曜日の午後、土曜日の午前)峰山カトリック教会のホールをお借りして開催され、毎月の参加者は延べ

で四十〜六十名ほどです。be Freeの一日は、午後一時(土曜日は午前九時から十二時)頃から会場である峰山カトリック教会のホールに三々五々集まり、学習、お菓子作り、卓球、大縄跳び、竹馬読書、トランプ、レゴブロックなどで自由に遊び、四時ごろにはそれぞれ帰宅し

ていきます。参加をするかしないかも自由、参加して何をすることも自由、もちろんいつ帰っても自由です。私達が訪問した当日も参加者が学習や絵手紙を楽しんでいました。

参加児童・生徒と共に遊んだり学習の指導をしているのは、親の会のメンバーやサポーターの方々です。

親の会は、不登校の子どもを持つ親同士が寄り添い支えあい、安心して本音や弱音が話せる場です。「悩んでいるのは私だけではない。」と、仲間の存在が大きな支えになっています。

親が元気になることが子ども達を元気にすることに繋がると考えて発足しました。子ども達が元気を取り戻すには時間と仲間が必要ですが、親にとっても、ともに歩んでくれる仲間と時間が必要なのです。地域でほっと一息つけるところ、それがbe Freeであり、親の会です。現在十名程の親が月一回集まっています。

サポーターのボランティア活動は、自分の出来ることを子どもたちにあわせて一緒にすることです。子ども達と年齢の離れていないサポーターは、お兄さんの存在として大変人気があるそうです。事務局を担当するサポーターの方々もいて、イベントの計画や実施、通信「フリーボード」発行に関わっています。

学校に行くのが当たり前とされる今日においては、学校に行けないという状況だけで、本人はもちろん家族にとっても大きなプレッシャーがかかっています。子ども達自身も学校を休むことで苦しみ、人の目を気にしながら過ごしています。親も「学校に行かない」ことを理解し認めたいと思いつつも、学力のことやその先にある進路・将来への不安が





# 福祉人材インターネット職業紹介システム

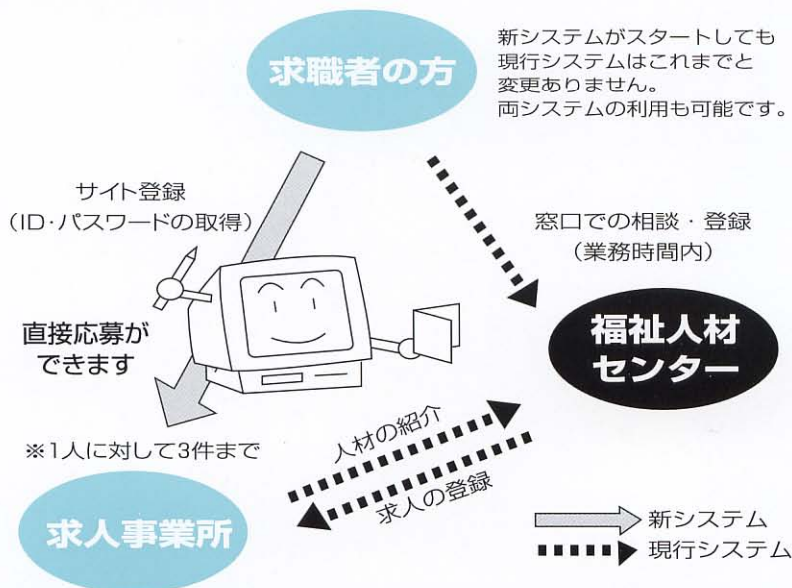
～平成16年3月下旬スタート（予定）～

## 求職者の方へ

- インターネットで求職登録ができます。
  - インターネットで登録された方に、福祉人材センターのホームページ上で「事業所名」「住所」「電話番号」等を公開している求人情報を提供します。また、ホームページ上で事業所名を公開している全国の求人情報を見ることが出来ます。（事業所名等を公開していない求人情報は、従来通りセンターを仲介する必要があります。）
  - 事業所名を公開している求人に応募を希望される場合は、インターネットで紹介依頼をすることができます。
  - インターネット求職登録者の紹介は、1人の求職者に対し3件まで行います。
  - 本システムを利用するには、ユーザIDの取得後に求職登録が必要です。
- ※来所によるご利用は、これまでと変更ありません。

## 求人事業者の方へ

- 求人事業所が希望された場合、福祉人材センターのホームページ上で「求人事業所名」「住所」「電話番号」等を公開します。
  - 事業所名を公開した求人は、求職者の紹介依頼を受け付けし、紹介状をコンピュータで自動発行します。
- ※インターネットでの求人情報をホームページに掲載しないこともできます。詳細は、別途通知します。



ら、また社会の目的の葛藤でつらい思いをされています。

不登校は、本人や家族の問題だけではなく、教育のシステムや社会の構造にも関わる問題

達に寄り添うことを大切にして、不登校と向き合っています。

今後は、常設のフリースペースの設置を目指し、サポーターの充実と安定した財源の確



としても捉えられてきています。教育関係者だけでなく社会全体で考え対応していく必要があるように思われます。

親の会では、不登校も子ども達の発達過程であるところさえ、何よりも子ども

保が求められています。また、一人で悩んでおられる方々や地域の人たちに be Free の存在を広く知ってもらうこと、学校や教育委員会との連携なども課題となっています。 be Free では、通信「フリーボード」やパンフレットの発行、講演会・学習会の開催、自然に親しむ会などのイベントなどを、地域の人たちや関係者と協働して展開し、その中での出会いを通して、子ども達が自分らしく生きていくことを応援したいと活動しています。

## ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。

保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

ボランティア・福祉活動等行事保険

福祉事業総合補償制度

まごころワイド

問い合わせ・申込先

もあります

(福) 京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375  
TEL 075-252-6295



勇気ある一歩を支える「安心」



# きばってます!



～市町村社会福祉協議会の活動紹介～

## ■園部町社会福祉協議会 福祉委員、福祉推進委員研修会を開催

〔実施日〕平成十六年一月二十八日(水)

〔会場〕園部中央公民館 研修室

〔実施主体〕園部町社会福祉協議会

〔参加対象・人数〕地域で「いきいきサロン」をサポートしている福祉委員、福祉推進委員、いきいきサロン運営推進特別委員 五十五名

〔事業の目的〕地域福祉の基礎を学び、研修を通して福祉委員、福祉推進委員の意識を高め、今後の地域福祉活動の活性化を目指す。

〔事業の概要と特徴〕

・地域福祉の活動拠点として「町内各地区に一つのサロンを」めざして、サロンの拡充を図る中、昨年七月に地域の福祉推進委員の研修会を開催。グループ討議を通じて、サロンのない地区への働き掛けをしたところ、二地区、四サロンの新規登録があった。(全四十四地区中、三十六地区、五十六サロン)

・前回の研修会でのアンケート調査の結果を受け、

今回の研修会を企画。このような研修は初めての取組みであったが、地域福祉についてその基礎的な知識を学び、認識を共有することで、サロンがある、ないに拘わらず、「自らが地域福祉の実践者である」との意識を高め、自覚を促すよききっかけ作りとなった。

実際に「いきいきサロン」で使って貰えるように、転倒予防体操を簡単に実践。これも参加者には大変好評であった。

## ■和束町社会福祉協議会 「和束町地域健康福祉ネットワーク事業」を立ち上げる

〔実施日〕

説明会 平成十六年一月十九日(月)

研修会 平成十六年二月二十日(金)

先進研修 平成十六年三月二十五日(木)

〔会場〕和束町社会福祉センター

〔実施主体〕和束町社会福祉協議会

和束町地域健康福祉ネットワーク会

〔参加対象〕健康福祉委員(現在二十九名)

〔事業の目的〕各地域に健康福祉委員を設置し、関係機関との連携・協働をしながら地域の福祉資源の整備や地域のネットワーク化を進めるとともに誰もが健康で安心して日常生活が送れるように事業を推進する。

〔事業の概要と特徴〕

和束町地域健康福祉ネットワーク事業は町から町社協が委託を受けて行っている事業で、各地区から選出していただいた健康福祉委員さんを中心となつて次の①～④に取り組んでいただく事業。

- ① 地域で健康福祉に係る事業の協議・開発・実施等の推進
- ② 福祉対象者の安全確認と状況把握
- ③ 公的・民間福祉サービスや制度の情報提供
- ④ 地域住民の福祉の向上

・説明会

「地域健康福祉ネットワーク事業について」  
「健康福祉委員について」

・研修会

「今求められる小地域福祉活動について」  
「宇治市における学区福祉委員会の取り組みについて」

講師：京都府社協、宇治市社協職員

・先進地研修

宇治市笠取学区福祉委員会視察

今ごろ福祉委員さんの設置?と思われるかもしれないが、和束町は農業(お茶産業)が盛んな町で昔ながらのつながりもあり、あらためて設置する必要があるかどうかを考えていた。しかし、近年の少子高齢化とともに町行事の減少等で、地域でのつながりや地域の活動もなくなりつつある。このような状況下で、地域全体で住民同士がふれあい、助け合い、支え合う地域づくりが必要となってきた。誰もが、自分の町で安心して健康で生きがいを持って暮らしていくことが一番の願いとなってきた。その願いに少しでも近づぐためにも、町社協、町地域健康福祉ネットワーク会と協働で事業の計画を行っている。



## 社協合併情報～平成16年4月、府内初の社協法人合併“京丹後市社会福祉協議会”誕生～

平成16年3月現在、京都府内では別表の地域において法定合併協議会が設置され、合併後の新市建設計画の策定や合併協定項目の協議などが行われており、それともなつて社協合併の議論が進められています。

府内で最も早く社協合併協議会を立ち上げた丹後6町では、平成16年4月に“京丹後市社会福祉協議会”が誕生します。平成14年10月の社協合併協議会設置以降、7回にわたつて協議を重ね、「住民一人ひとりが共に住んでよかったといえる やさしさとふれあいのある 福祉コミュニティのまちづくり」という目標のもとに、3つの基本方針(住民参加による福祉社会の創生、福祉サービスの提供・開発、福祉協働社会の構築)に沿った活動が展開される予定です。

地域	構成市町村	法定合併協議会 設置年月日	社協合併協議会 設置年月日
1 丹後6町	峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町	平成14年 4月 1日	平成14年10月 8日
2 宮津・与謝(※1)	宮津市、加悦町、岩滝町、伊根町、野田川町	平成14年10月 1日	平成14年10月11日
3 福・天・加	福知山市、三和町、夜久野町、大江町	平成15年 4月 1日	平成16年12月18日
4 京北町	京都市、京北町	平成15年10月28日	平成16年 4月(予定)
5 船井・北桑	園部町、八木町、日吉町、美山町	平成16年 4月(予定)	(未定)
6 船井3町	丹波町、瑞穂町、和知町	平成16年 4月(予定)	(未定)

(※1) 宮津・与謝1市4町では、第17回合併協議会(H16.2.18)において野田川町長から「1市4町の協議はこれで終了願いたい。今後の協議には応じかねる」との発言があり、他の委員からも今後のあり方について様々な意見が出され、取扱いについては継続協議とされている。



# ぱらっとホーム

このシリーズでは、いま、キラキラ輝いているひとを紹介しています。



## 江崎博紀さんのプロフィール

- 1970年生まれ
- 33年前、仮死状態で生まれ一時間半もの間産声を上げることができず、耳と手足に機能障害が残る
- 府立聾学校で中学・高校の6年間修学。
- 岡山県の吉備高原身体障害者職業訓練校で寄宿舎生活しながら印刷技能を習得。
- 1995年に重症心身障害者通所援護事業「こもれび」発足にかかわる。
- 現在は、宇治市社協の身体障害者デイサービスの非常勤指導員を勤めながら、母の美子さんが代表世話人である「ふれあいルーム・ゆめハウス」でボランティア活動を続ける。

代の六年間をクラブ活動で卓球に親しんだこともあり教室では利用者とともに体を動かす喜びを分かち合っています。

江崎さんは出生時に、仮死状態で生まれ一時間半の間産声を上げることができなかつたため、耳と手足の機能障害が残りました。小学校は地域の小倉小学校に通いつつ、神明小学校の「きこえの教室」でも学びました。卒業後は、京都市内の御室にある府立聾学校

で中学・高校生活を過ごしました。その後、手に職業技術を身に付けようと岡山県の吉備高原身体障害者職業訓練校で寄宿舎生活をしながら印刷技能を学びました。就職は、京都市や相楽郡内の会社で印刷の仕事に携わり、その後、京都市内の共同作業所でパソコン指導やホームページ制作を担当してきましたが、平成七年に重症心身障害者通所援護事業「こもれび」発足にかかわり、仲間づくりの喜びや仲間が集える場の必要性を感じ事業開始に東奔西走しました。

こついった実績をかわれ宇治市社協と「NPO法人働きたいおんなたちのネットワーク」との協働による「身体障害者デイサービス（作業型）」の立ち上げ時にぜひ参加してほしいと江崎さんに白羽の矢が立ちました。

江崎さんの教室での役割は大きく、各教室の指導員の他に利用者と同じ立場で様々な相談を受けるピアカウンセリング的な役割も発揮されています。

最近、支援費制度の申請に関する相談も多くパソコンが得意な江崎さんは大忙しです。

「利用者の方の笑顔を見る時が一番嬉しい」と語る江崎さんが心掛けているのは利用者との仲間感覚で接することです。相談する者とされる者が上下関係にあるのではなく、対等であることが心理面・意識面でのサポート力を強め、仲間づくりや経済面でのサポートをはじめ、制度の利用支援等を進めることにも繋がっています。

## 宇治市社協・身体障害者デイサービス非常勤指導員 江崎博紀さん

# ピアカウンセリング的な役割の発揮

毎週水曜日の午後、宇治市総合福祉会館の一室では身体障害者デイサービスの「軽スポーツ教室」が開催され、市内の在宅の障害者が集い卓球バレーを楽しんでいます。その中で精力的に参加者の指導をする笑顔のたえない明るい青年がいます。

江崎博紀さんです。江崎さんは宇治市社会福祉協議会（以下、「宇治市社協」）の身体障害者デイサービスの非常勤指導員です。

身体障害者デイサービス（作業型）は障害を持つ市民が積極的に活躍できる場づくりとして平成十五年四月から、支援費制度のもとで、宇治市社協によって運営されており、視覚裁縫教室、軽スポーツ教室、生け花教室、写真教室、手づくり教室、セラピーガーデン教室、コーラス教室、編み物

教室、絵がみ教室、俳句教室、書道教室、ヨーガ教室の十二教室が開催され多くの在宅の障害者が参加しています。

江崎さんはこの十二教室のうちの軽スポーツ教室（毎週水曜日）、手づくり教室（毎月第二火曜日）、編み物教室（毎月第三火曜日）、絵がみ教室（毎月第三金曜日）など六教室の講師を受け持っています。

なかでも「軽スポーツ教室」の卓球バレーは大の得意なそうです。

江崎さんは、府立聾学校の中学・高校時



# はーとふる通信

Vol. 23

## 成年後見制度における市長からの申立てを行ったケースについて

「病院に救急で運ばれたことから」

Yさんは七十代の男性です。数年前、妻に先立たれ一人暮らしをしています。娘もいるのですが二十年程前に家を飛び出したまま、消息不明になっています。また、遠方に生家もあるのですが、折り合いが悪く、全く連絡を取っていません。

生活は、月八万円程度の年金収入で暮らしています。

身体状況は下肢筋力の低下がありますが、自転車にも乗れるため、近所へ買い物などに出かけていました。福祉サービスの利用状況については、介護保険を利用しないで、配食サービスを週二回、「シルバーライフライン」（緊急通報システム）を設置して在宅介護支援センター等の見守りによって生活をしていました。

そんなある日、『シルバーライフライン』による通報で倒れているのを発見され、救急入院をしました。アルコールによる意識レベルの低下を起しており、救急搬送された状況も全く覚えてないほどでした。

その時は、本人の強い希望もあって、一日のみの経過観察入院で、すぐに自宅へ戻ることになりました。しかし、物忘れが激しく、買い物に行つては同じ物ばかりを買ってしまったり、お金をどこへしまったか分からなくなったりして、今後の生活にかなりの不安を感じているようでした。そのため、病院MSW、在宅介護支援センターのケアマネジャー等が会議を行い、今後の対応について検討することになりました。

検討の結果、介護保険の申請を行うことと、日常的な金銭管理について地域福祉権利擁護事業を活用していく方向になりました。

検討結果について本人と話合ったところ、物忘れについても自覚しており、「今のところ自宅で生活したいが、地域のごみ当番も忘れたい、みんなに迷惑をかけてばかりで申し訳ない。利用についてよろしくお願ひします。」とつらい気持ちを話されました。

「成年後見制度の申立てを行ったことになったが…」

さっそく介護保険の申請を行い、日常的な金銭管理についても基幹の社協の専門員が訪問をする事になった矢先に、再度、救急車で病院に運ばれました。今度は、新たに硬膜下血腫、C型肝炎が見つかりました。物忘れもかなり進んでいるようで、治療に関する意思確認もとれないような状況でした。

そこで関係者会議を持ち、今後、施設入所申請の必要性もあることから、判断能力が十分ではない方を援助するための成年後見制度の申立てが検討されました。

しかし、実際に申立てを行うとなると申立人を探さなければならず、さっそく親族状況について公用での戸籍照会をはじめましたが、協力してもらえない親族が見つかりませんでした。そのため、市長による申立てを行うことになりました。市町村長の申立てについては老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において、親族の申立てが期待できず、行政が福祉的対応をとらなければ本人が損失を受ける恐れがある状況の場合は、市町村長が申立てを行うことができます。とされていますが、現状ではあまり活用されているとはいえません。

また、成年後見制度利用支援事業として、市町村が成年後見制度の利用を支援するために「介護予防・地域支え合い事業」のメニューの一つとして、手続き費用等の助成をすることができず、この事業についても京都府内では、数ヶ所の市町村で実施しているにすぎないという現状です。

「誰もが安心して制度を使えるように」

今回のケースは、現在申立て中ですが、今後の方向性としては成年後見制度と地域福祉権利擁護事業を併用し支援をしていくこととしています。

京都府における地域福祉権利擁護事業は、開始して四年を経過しますが、痴呆がかなり進行をしている方との契約が増えています。そして、その多くは一人暮らしで年金のみで生活している低所得の方です。

在宅で生活を望む痴呆性高齢者等にとって、成年後見制度の利用が有効なケースも多いのですが、制度に対する理解が不十分であることや、費用負担が困難なために利用が進まないこともあります。措置から契約へ移行する中で、権利擁護はますます重要になってきます。府民の権利を擁護する制度の一つとして本事業をはじめ、成年後見制度の啓発や普及・活用は欠かせません。

今後は、誰もが安心して成年後見制度が利用できるよう、市町村長による申立て権や法人後見制度の活用などについて行政をはじめ、公的な機関の積極的な関与が必要になってくると思われます。

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

e-mail: daihyo@kyoshakyo.or.jp